

## 令和元年度男女共同参画の推進に関する施策の実施計画

### ●基本目標 I 男女が共に築く「あわら」

#### ○重点目標 1 家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

| 施策の方向                     | 具体的施策  | 担当課                   | 新<br>拡 | 実施計画   | 実施状況<br>(H30年度)   | 達成度<br>(H30年度) | 課<br>題<br>(H30年度)  |
|---------------------------|--|-----------------------|--------|--|---|----------------|--|
| ① 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し | 1 男女共同参画に対する理解を深めるとともに、地域、家庭、職場等における慣習やしきたりの見直し・改善を進める。      | 男女共同参画推進室             |        | 市民への男女共同参画意識の浸透を図るため、あわら男女共同参画のつどいを開催するなど、地域への啓発に努める。<br>・男女共同参画のつどい<br>参加人数 150人以上<br>・各行政区への啓発物の配付等  | ・12月2日開催<br>参加人数 100名<br>・各行政区への啓発物の配付  | B              | 性別や年齢にとらわれない男女が参加できるよう、講師の選定など企画内容を見直す必要がある。                       |
|                           | 2 出前講座の開催、市民の自主的な活動や男女共同参画推進市民会議の活動等を通じて、地域での男女共同参画意識の浸透を図る。 | 子育て支援課<br>(子育て支援センター) | 拡      | 公民館、芦原青年の家等において、出前子育て支援センター等を実施する。地域住民へ広報・HP・フェイスブック等で参加を呼びかけ、地域における男女共同参画意識の高揚に努める。<br>・実施回数 20回以上    | ・実施回数 19回<br><br>・本荘公民館祭り 10月28日(日)<br>父親参加人数 4名  | B              | 参加状況を見ると平日開催が主なので、男性の参加者は低い。世代の幅を広げた呼びかけを行い、引き続き実施を継続して、地域に周知させたい。 |
|                           |  | 男女共同参画推進室             |        | あわら市男女共同参画推進市民会議と連携し、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚を図る。<br>・こども園での出前講座の開催  | ・出前講座開催<br>12月15日(白藤こども園)<br>1月12日(妙安寺こども園)   | A              | 今後も引き続き、出前講座の開催や子育て応援企画の継続に努める。                                    |
| ② 市民的な広がりを持った啓発活動の展開      | 1 男女共同参画推進団体やグループの自主的な活動を支援する。                               | 男女共同参画推進室             |        | あわら市男女共同参画ネットワークと連携し、各加入団体との情報の交換や各種事業の周知を図るほか、加入団体の自主的な活動の支援に努める。<br>・大型紙芝居による男女共同参画啓発事業の活動支援(子どもクラブ) | ・大型紙芝居による男女共同参画啓発事業の活動支援<br>対象者:放課後子どもクラブ<br>開催日:10月19日<br>本荘子どもクラブ 18名<br>芦原子どもクラブ 30名 | A              | 引き続き、各加入団体との情報の交換や加入団体の自主的な活動の支援に努める。                              |

|                               |   |           |  |   |   |   |
|-------------------------------|---|-----------|--|---|---|---|
|                               | 2 市民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための啓発活動を推進する。                                | 男女共同参画推進室 | 福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、啓発チラシ、啓発グッズの配布等を通じて、市民への啓発活動の推進に努める。<br>〈6月：男女共同参画推進月間〉<br>JR芦原温泉駅での啓発チラシの配布  | ・街頭キャンペーン<br>6月15日～19日実施<br>(場所：花咲ふくい協同組合芦原支店に啓発チラシ、啓発グッズ設置)  | A | 今後も市民を対象に広く啓発活動を推進していくことが重要である。                   |
|                               |   | 福祉課       | 毎月人権相談所を継続的に開設するほか、男女共同参画月間、人権週間などに合わせ、市ホームページ、広報紙等により相談窓口の周知に努める。<br>〈毎月〉<br>・人権相談所の開設 毎月2回<br>〈6月：男女共同参画推進月間〉<br>・人権教室及び人権の花運動 こども園(2園)<br>〈12月：人権週間〉<br>・人権相談窓口の設置          | ・人権相談所の開設<br>・人権教室及び人権の花運動 北潟小学校、伊井小学校<br>・人権相談窓口の設置<br>12月2日(日)(場所：中央公民館)<br>啓発グッズを配布                          | A | 相談所開設の周知に努め、今後も継続して実施していくことが重要である。                |
|                               | 3 男女共同参画社会づくりのための情報交換・協力等を進めるための市民の交流ネットワークを築く。                           | 男女共同参画推進室 | ふくい女性財団が6月に実施するふくいきらめきフェスティバルや講座等に参加し、参加者間の情報交換等に努めるとともに、他市男女共同参画ネットワークとの研修会等を実施することにより、交流ネットワークの充実に努める。<br>〈ふくいきらめきフェスティバル〉<br>・参加人数 15人以上<br>〈他市ネットワークとの交流事業〉<br>・参加人数 15人以上 | ・ふくいきらめきフェスティバル<br>6月23日 参加人数 18名<br>・他市ネットワークとの交流事業<br>永平寺男女共同参画ネットワークとの意見交換会<br>12月19日(場所：IKOSSA)<br>参加人数 23名 | A | 他市の女性団体等との交流を継続することで、情報交換を行い、今後の活動に活かしていくことが重要である |
| ③ 市の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進 | 1 市の機関等が発行する刊行物やホームページについては、性別にとらわれない表現に努める。                              | 政策課<br>各課 | 市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとらわれない表現に努める。   | 市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとらわれない表現に努めた。  | A | 継続して性別にとらわれない表現に努めなければならない。                       |
| ④ 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報の提供  | 1 男女共同参画社会づくりに関する各種調査の実施や統計資料の収集に努めるとともに、これらの情報を市広報紙やホームページ等により広く市民に提供する。 | 男女共同参画推進室 | 前年度のあわら市男女共同参画に関する施策の取りまとめ結果をホームページや広報紙で公表する。<br>また、本年度の実施計画については、年度末に実施状況、達成度等の進捗状況を調査し、その調査結果を分かりやすく公表するよう努める。   | 平成29年度のあわら市男女共同参画に関する施策の取りまとめをホームページで公表し、市広報「あわら」6月号及びホームページ掲載を周知した。  | B | あわら市男女共同参画に関する施策及び計画について、分かりやすくまとめ公表する必要がある。      |

| 審議会評価（H30年度） | 意見・要望等（H30年度）                                |
|--------------|--|
| A            | 今後も、幅広く広報活動に取り組み、各事業の参加率を高めて、更なる意識改革に努められたい。 |

○重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

| 施策の方向                   | 具体的施策  | 担当課                    | 新<br>拡 | 実施計画  | 実施状況<br>(H30 年度)  | 達成度<br>(H30 年度) | 課 題<br>(H30 年度)                     |
|-------------------------|--|------------------------|--------|---|---|-----------------|-------------------------------------|
| ① 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | 1 市の各種審議会等への女性委員の登用を積極的に進め、平成36年度(2024年度)末までの早い時期に30%とする。              | 総務課<br>男女共同参画推進室<br>各課 |        | ・女性登用率 30%以上<br>(目標年度 平成 36 年度末)  | ・女性登用率<br>H31 年 1 月 29.7%<br>(H30 年 1 月) 27.9%  | B               | 引き続き、女性登用を進めていく必要がある。               |
|                         | 2 審議会等への女性委員の登用状況を調査しその結果を公表する。  | 男女共同参画推進室              |        | 毎年 1 月 1 日現在の審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その調査結果をホームページ等でわかりやすく公表するよう努める。                          | 審議会等への女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表した。  | B               | 引き続き、ホームページでわかりやすく公表する必要がある。        |
|                         | 3 女性職員の活躍を支援するため、研修の機会の拡大を図り、庁内プロジェクト等への女性職員の参画を進める。                   | 総務課<br>男女共同参画推進室       |        | 福井県自治研修所が実施するパワーアップ研修などを通じて、研修機会の拡大を図るとともに、新入職員サポート制度で教育係の女性職員登用に努める。                     | キャリアアップを図るため、パワーアップ研修への積極的な参加を促した。<br>また、新規採用職員をサポートするためのメンター制度においては、メンティ(教育係)に 16 人中 10 人の女性職員を登用した。 | A               | 今後も計画的に研修の参加を促していく必要がある。            |
|                         |  | 政策課                    |        | Facebook 運営チームなどの庁内プロジェクトへの女性職員の登用に努める。   | ・Facebook 運営チーム<br>女性職員の登用率 66.6% (8 人/12 人)  | A               | 引き続き女性職員登用に努める必要がある。                |
| ② 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進 | 1 女性の登用について、企業や民間団体の理解を求めるとともに、事業者等が行う自主的な積極的改善措置を支援する。                | 商工労働課<br>男女共同参画推進室     |        | 事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、ポジティブ・アクション等についての情報を周知し、女性の登用促進についての理解が図られるよう努める。 | ・市ホームページによる周知件数<br>2 件  | B               | 引き続き、女性の登用促進についての理解が図られるよう啓発が必要である。 |
|                         | 2 農林漁業における固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、性別に関わりなく対等なパートナーとして経営に参画していくための啓発を行う。 | 農林水産課                  |        | 家族協定の締結などにより農業経営への女性の積極的な経営参加を呼びかける。<br>啓発を呼びかける会議等の開催 3 回以上                              | ・認定農業者会の総会及び研修並びに経営改善計画更新時のヒアリングの際に啓発を呼びかけた。<br><br>・啓発を呼びかける会議等の開催<br>3 回                            | C               | 引き続き女性農業従事者を増やす必要がある。               |

|                       |  |                  |  |   |   |                                      |
|-----------------------|--|------------------|--|---|---|--------------------------------------|
| ③ 地域の方針決定過程への女性の参画の促進 | 1 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけるとともに、各団体や町内会において地域の女性がリーダーか役員に着くよう促す。 | 総務課<br>男女共同参画推進室 | 福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市内において男女共同参画に関するパネル展を実施する。また、あわら市男女共同参画ネットワーク及びあわら市男女共同参画推進市民会議を通じて、市内の関係団体に各種研修やセミナーを紹介することにより男女共同参画に関する学習機会の提供に努める。 | ・男女共同参画に関するパネル展の実施<br>6月15日～19日<br>(場所:花咲ふくい協同組合芦原支店) | B | 各団体に各種研修やセミナーを紹介し、積極的に参加するよう促す必要がある。 |
|-----------------------|--|------------------|--|---|---|--------------------------------------|

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

| 審議会評価 | 意見・要望等  |
|-------|---|
| B     | 女性登用率は概ね向上が見られるが、女性委員が一人もいない審議会もある為、引き続き努力願いたい。 |

○重点目標 3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

| 施策の方向                     | 具体的施策   | 担当課    | 新<br>拡 | 実施計画   | 実施状況<br>(H30年度)   | 達成度<br>(H30年度) | 課<br>題<br>(H30年度)                                      |
|---------------------------|---|--------|--------|--|---|----------------|--|
| ① 学校教育等における男女平等教育の推進      | 1 男女平等の視点に立った、一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育を促進する。                          | 教育総務課  |        | <p>児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動においては、固定的な性別役割分担を行わないよう努める。</p> <p>また、家庭科の学習等を通じて、家族一人ひとりが協力することや役割分担をすることの大切さを継続的に指導する。</p> <p>中学校においては、道徳の授業の中で「異性を理解し尊重して」というテーマを設定し、男女平等の視点に立った教育等を行う。</p> | <p>小学校では、児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動において、固定的な性別役割分担を行わないようにした。</p> <p>また、家庭科の学習では、家族一人ひとりが協力することや役割分担をすることの大切さを指導した。</p> <p>中学校においては、道徳の授業の中で男女の理解と協力をテーマとし、男女共同参画の視点に立った教育等を行った。</p> | A              | 今後も継続的に取り組むことが重要である。                                   |
|                           | 2 こども園においては、性別にとらわれない遊びや経験を通して、思いやりの心を育て男女平等意識の基礎づくりを行う。            | 子育て支援課 |        | <p>園児名簿を男女混合名簿とする。</p> <p>日々の保育児保育教諭が園児のモデルとなるような言葉に努め、性別にとらわれないおもいやりのある心の育成・男女平等意識の基礎づくりに努めていく。</p> <p>たくましい保育の実践や保育カウンセラーの配置により、一人ひとりの個性を尊重したきめ細やかな保育の推進に努めていく</p>                           | <p>計画どおり実施することができた。</p>   | A              | 今後も継続的に取り組むことが重要であるとともに児童の状況に応じた個別対応についても充実させていく必要がある。 |
|                           | 3 学校運営やPTA活動等においても性別にとらわれないように留意し、男女平等の意識を高める。                      | 教育総務課  | 拡      | <p>校務分掌やPTA役員選出の際には、男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担にとらわれないよう留意する。</p> <p>・「家庭地域学校協議会委員」、「PTA役員」女性委員・役員を40%超とする。</p>   | <p>・「家庭地域学校協議会委員」、「PTA役員」の女性委員・役員 36.7%</p>   | A              | 今後も継続的に取り組むことが重要である。                                   |
| ② 男女共同参画の視点に立った養育と生涯学習の推進 | 1 子どもの人格形成において、家庭生活の役割は重要なため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない養育、学習機会の提供や啓発活動を行う。 | 子育て支援課 |        | <p>市内こども園で3～5歳児の保護者を対象に1日保育士体験を実施する中で、家族での子育てや養育の積極的参加・協力の大切さの啓発に努める。</p> <p>&lt;1日保育士体験&gt;</p> <p>・参加人数 延べ 45人以上</p>   | <p>・1日保育士体験</p> <p>参加人数 延べ118人</p> <p>芦原こども園 (68人)</p> <p>金津こども園 (50人)</p> <p>(内) 男性参加率 77%</p> <p>芦原こども園 (40人)</p> <p>金津こども園 (51人)</p>   | A              | 男性参加率が高いことから、男性向けの体験メニューの充実も検討する必要がある。                 |

|  |  |       |   |  |  |   |   |
|--|--|-------|---|--|--|---|---|
|  | 2 生涯学習事業の推進にあたり、関係機関との連携により、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図る。 | 文化学習課 | 拡 | <p>市民大学講座（生き生きライフセミナー 12 回開催予定）や生涯学習推進大会等において、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図り、男性の参加が増えるよう広報に努める。</p> <p>&lt;市民大学講座&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加人数 延べ 400 人以上<br/>(内)男性参加率 50%以上</li> <li>・男女共同参画をテーマとした講座開設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画をテーマとした講座開設</li> <li>・テーマ「ジェンダー」</li> <li>・9月25日開催</li> <li>・参加人数 43名<br/>(内)男性参加率 16%</li> <li>・市民大学講座</li> <li>・参加人数 延べ 527人<br/>(内)男性参加率 71%</li> </ul> | A | <p>市民大学講座全体としては、歴史等男性も関心があるようなテーマもあり、計画していた数値を達成することはできたが、男女参画の視点に立ったテーマの講座では男性の参加者は少なかった。今後も内容の充実及び広報が必要である。</p> |
|--|--|-------|---|--|--|---|---|

多様な選択を可能にする教育・学習の充実

| 審議会評価 | 意見・要望等   |
|-------|--|
| A     | <p>小中学生など多感な時期から男女共同参画について考える機会があることは、将来の人格形成や価値観の醸成に役立つと思われる。今後も積極的に努められたい。</p> |

●基本目標 II 男女が共に活躍できる「あわら」

○重点目標 4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

| 施策の方向                  | 具体的施策  | 担当課                | 新<br>拡 | 実施計画  | 実施状況<br>(H30年度)   | 達成度<br>(H30年度) | 課<br>題<br>(H30年度)         |
|------------------------|--|--------------------|--------|---|---|----------------|---------------------------|
| ① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 | 1 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の普及・啓発に努めるとともに、市民に対し各法の趣旨や内容の周知を図る。             | 商工労働課<br>男女共同参画推進室 |        | 事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法についての周知を図り、定着促進・普及啓発に努める。             | ・市ホームページによる周知<br>2件   | B              | 今後は、情報をわかりやすく提供していく必要がある。 |
|                        | 2 市内業者において、女性の登用、子育て・介護支援、就労時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の取組み等を広く紹介する。            | 商工労働課<br>男女共同参画推進室 |        | 事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、女性の登用、子育て・介護支援、労働時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の情報提供に努める。<br>・企業訪問の実施 | ・企業訪問の実施<br>12月19日<br>企業：花咲ふくい農業協同組合<br>芦原支店<br>広報あわら2月号掲載<br>・市ホームページによる周知件数<br>1件 | B              | 今後は、情報をわかりやすく提供していく必要がある。 |
|                        | 3 職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントの防止について周知・啓発に務める。                                | 男女共同参画推進室          |        | 市ホームページ等を活用して、セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント防止の周知徹底に努める。  | ・窓口にリーフレットを配置した。  | B              | 今後は、情報をわかりやすく提供していく必要がある。 |
| ② 母性保護対策の推進            | 1 労働基準法、男女雇用機会均等法など母性保護に関する法律の周知に努めるとともに、関係機関と連携のうえ、母性保護に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。 | 子育て支援課             |        | 母子手帳発行時において、すべての妊婦に対して、パンフレット等を配付し母性保護に関する法律の周知や理解の促進に努める。<br>・全ての対象者に対するパンフレット等の配付                       | 労働基準法、男女雇用機会均等法など、母性保護に関する制度に関するパンフレットを全ての妊婦に配布した。                                  | A              | 今後も全ての妊婦へのパンフレット配布を継続する。  |
| ③ 女性の能力開発促進のための支援      | 1 関係機関と連携し就業や技能取得に必要な講座を開催する。  | 総務課<br>男女共同参画推進室   |        | ふくい女性活躍支援センターなどの関係機関が実施する各種研修会への参加を通じて、女性職員のスキルアップや能力開発に努める。<br>開催日：R1.11下旬、R2.1中旬<br>対象人数：10名            | 福井県自治研修所の女性キャリア研修への参加の呼びかけをしたものの<br>H30年度参加者は0人であった。                                | D              | キャリア研修への参加を積極的に推進する必要がある。 |



|  |  |                  |   |   |   |                                 |
|--|--|------------------|---|---|---|---------------------------------|
|  | 2 市役所においては、女性の登用や職域の拡大を図るため一人ひとりの能力向上と意識改革を推進する。 | 総務課<br>男女共同参画推進室 | 階層別、年齢別研修等の充実を図り、女性職員のスキルアップや能力開発に努める。<br>また、男女共同参画の視点からの意識改革を推進するため、課長補佐以下の職員を対象とした男女共同参画に係る研修会等を開催する。 | 職員研修男女パートナーシップ講座「パワーハラスメントにつながる怒りについて学ぶ」を実施。<br>・参加者人数 163名 | A | 今後も研修内容を充実できるように検討していくことが重要である。 |
|--|--|------------------|---|---|---|---------------------------------|

z 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

| 審議会評価 | 意見・要望等   |
|-------|--|
| B     | 地元企業の取り組みを紹介すること等は大変参考になる為、今後も具体的な取り組みに努められたい。 |

○重点目標 5 女性の起業等に対する支援

| 施策の方向               | 具体的施策   | 担当課       | 新<br>拡 | 実施計画   | 実施状況<br>(H30 年度)   | 達成度<br>(H30 年度) | 課 題<br>(H30 年度)                                      |
|---------------------|---|-----------|--------|--|--|-----------------|--|
| ① 女性のエンパ<br>ワメントの促進 | 1 女性のエンパワーメントを促進するため、経営管理能力向上のための研修会や租税研修会等を開催する。 | 農林水産課     |        | 県が主催する経営管理セミナー、物産品加工及びマーケティング研修会等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促しエンパワーメントの促進に努める。<br>研修会等の開催について周知を図る。<br>〈経営管理セミナー等への女性参加人数〉<br>・延べ 20 人以上   | ・福井県、ふくい農林水産支援センター、農業会議、丘陵地農業支援センター、園芸カレッジ等が開催した研修会への女性参加人数 5 人<br>延べ 18 人 | A               | 農業経営に積極的な女性を発掘し、引き続きセミナー等へ参加を促す必要がある。                |
|                     |   | 商工労働課     | 拡      | ふくい産業支援センターが主催する研修会等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促しエンパワーメントの促進に努める。<br>・メール等による企業への周知件数 6 回以上  | ・メール等による企業等への周知件数 4 回<br>・広報紙による周知件数 1 件<br>・市ホームページによる周知件数 1 件            | B               | 引き続き、研修会等を周知し、積極的な女性の参加を促す必要がある。                     |
|                     | 2 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育など、生涯学習・能力開発を推進する。          | 男女共同参画推進室 |        | 福井県生活学習館が主催する「ゆー・あいカレッジ」女性チャレンジ支援コースの講座やセミナー等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促しエンパワーメントの促進に努める。<br>また、男女共同参画ネットワークによる年 4 回の市議会傍聴、年 1 回以上の県議会傍聴等を実施することにより、女性の市政に対する関心を高める。<br>・市議会傍聴人数 延べ 20 人以上<br><br>・県議会傍聴人数 10 人以上 | ・市議会傍聴人数 延べ 13 人   | B               | 引き続き、講座・セミナーの周知を行い、男女共同参画ネットワークへは市・県議会傍聴の参加を促す必要がある。 |
| ② 女性の起業活動への支援と情報提供  | 1 女性の起業活動への支援                                     | 商工労働課     |        | 創業者に対して創業に係る費用の一部を補助する中、フォローアップ支援として女性創業者に対しては、創業 2・3 年目も継続して補助する。(スモール・ビジネス支援事業補助金)<br>・女性創業者への助成件数 1 件以上   | ・女性創業者への助成件数 5 件<br>継続 3 件 (2 年目)<br>新規 2 件                                | A               | 引き続き、女性の起業に関する支援体制の充実を図る必要がある。                       |

|                             |  |       |   |  |   |   |  |
|-----------------------------|--|-------|---|--|---|---|--|
| ③ 関連団体が行う主体的な経済活動等への支援と情報提供 | 1 関連団体が行う主体的な取り組みや相互の連携等を支援するとともに、情報提供を行う。 | 農林水産課 | 拡 | <p>県や企業等が開催する、商品開発や商談などに関するイベント等の周知を図るとともに、特産品・商品開発に関する取り組みへの支援に努める。</p> <p>・支援団体数 1団体以上</p> | <p>・支援団体数 1団体</p> <p>あわら温泉女将の会による「女将」の酒造りに、坂井農林総合事務所、農業法人、酒造会社とともに支援した。</p> | B | 引き続き特産品・商品開発に関する取り組みをする団体を発掘し、支援に努める必要がある。 |
|-----------------------------|--|-------|---|--|---|---|--|

女性の起業等に対する支援

| 審議会評価 | 意見・要望等                                   |
|-------|--|
| B     | 起業することは容易ではない為、情報の周知と共に、きめ細やかな支援体制を願いたい。 |

○重点目標 6 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

| 施策の方向                      | 具体的施策   | 担当課                   | 実施計画   | 実施状況<br>(H30年度)   | 達成度<br>(H30年度) | 課題<br>(H30年度)   |
|----------------------------|---|-----------------------|--|---|----------------|---|
| ① 家庭・地域生活への男女共同参画の促進       | 1 家事・育児・介護等は、男女が共同して行うという意識の啓発に努めるとともに、男女が共に参加できる教室等を開催する。          | 子育て支援課<br>(子育て支援センター) | 拡<br>父親の参加しやすい親子交流事業の検討を図り、積極的な参加を呼びかける。<br>・土曜開放日の父親参加率 30% 以上  | ・土曜開放日の父親参加率 24%<br><br>・土曜開放日 8回   | A              | 休日は父親も参加しやすく、父子での利用者も増えてきた。男女共同参画の意識の増が見られるので、今後も取り組みを継続する必要がある。      |
|                            |   | 子育て支援課                | 乳幼児家庭訪問においては、父親や祖父が積極的に家事・育児に関わりを持てるよう男女共同参画意識の浸透に努める。<br>・対象者に対する啓発物の配付<br>・母親（妊婦）と父親を対象とした両親学級の父親参加率 50%以上   | ・母親（妊婦）と父親を対象とした両親学級の父親参加率 70.5%<br>・父親の育児参加に関するパンフレットを配布した。                  | A              | 両親学級は日曜開催のため、父親の参加率も高かった。今後も教室や訪問等、父親と会える機会を大切にして、家事・育児参加を呼びかける必要がある。 |
|                            | 2 職場や地域への啓発を進め意識改革を促す。  | 男女共同参画推進室             | 市内7小学校・2中学校・高校や市民に男共同参画に関する「図画」「感謝状」作品を募り、男女共同参画についての啓発に努める。<br>また、優秀作品を市内公共施設に展示することにより、地域における男女共同参画意識の浸透に努める。<br>〈作品募集数〉<br>・図画 80点以上<br>・感謝状 900点以上 | ・図画作品募集数 83点<br>・感謝状作品募集数 1028点<br>芦原中 231件<br>金津中 422件<br>金津高校 367件<br>一般 8件 | A              | 今後も小学校、中学校、高校や市民に作品募集や作品展示をすることで、男女共同参画意識の浸透に努める必要がある。                |
| ② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 | 3 男性の職場中心の意識や地域における役割の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランス実現のための施策の推進を図る。            | 文化学習課<br>(各公民館)       | 各公民館で、地域や家庭生活の中において意識改革に繋がるような内容の教室等の企画を行う。  | ・男性の料理教室の開催<br>細呂木公民館 11回（男女混合）<br>本荘公民館 1回                                   | A              | 講座を引き続き継続していく必要がある。   |
|                            | 1 延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや働きながら安心して産み育てられる環境を整備するとともに、同施策の周知徹底を図る。 | 子育て支援課                | ライフスタイルに対応した市民ニーズに基づき、延長保育、病児・病後児保育、一時保育、放課後児童クラブ等の多様なサービスを継続して実施するとともに、同制度の周知徹底に努める。  | ・ホームページ等による閲覧件数<br>病児・病後児保育 5,129件<br>一時保育 4,889件<br>放課後児童クラブ 1,795件          | B              | 利用者のニーズが多様化しているため、他市町との相互利用等も検討する必要がある。                               |

|                         |   |                       |  |  |  |   |   |
|-------------------------|---|-----------------------|--|--|--|---|---|
|                         | 2 子育てに関する相談窓口の設置や情報提供の一元化を図るとともに、地域における子育てや父親の積極的な育児参加の支援を行う。     | 子育て支援課<br>(子育て支援センター) |  | 訪問型相談、電話相談を行うとともに各こども園にも相談窓口を設けお互い連携を取り合って、地域における子育て相談等の充実に努める。  | ・子育て支援センターにおける子育て相談<br>電話 8件・面談 246件<br>訪問相談 2件  | A | 今後も相談支援の連携を図り、父親の育児参加を促す必要がある。さらに相談窓口の周知を広めることが重要である。 |
| ③ 仕事と家庭の両立支援のための職場環境の整備 | 1 事業所に対し長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりを推進する。 | 商工労働課<br>男女共同参画推進室    |  | 事業者に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりに関する情報提供等に努める。 | ・メール等による企業等への周知件数<br>5回<br>・市ホームページによる周知件数<br>6件 | A | 引き続き、情報をわかりやすく提供していく必要がある。                            |

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

| 審議会評価 | 意見・要望等   |
|-------|--|
| A     | 各事業において、父親の参加率も少しずつ向上しており、意識が変わってきていると評価できる。今後も男性が参加し易い曜日・時間・内容の設定に努められたい。 |

●基本目標 III 男女が共に安心して暮らせる「あわら」

○重点目標 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

| 施策の方向                 | 具体的施策  | 担当課             | 新<br>拡 | 実施計画   | 実施状況<br>(H30 年度)  | 達成度<br>(H30 年度) | 課 題<br>(H30 年度)                               |
|-----------------------|--|-----------------|--------|--|---|-----------------|---|
| ① 暴力及び差別を根絶するための基盤づくり | 1 幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、ドメスティック・バイオレンス、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、いじめ、虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発を行う。 | 子育て支援課          |        | 保育教諭等に係る年齢別・階層別研修の計画的な実施や、子どもには言葉で気持ちを伝えることの大切さを指導し、幼児期からの暴力根絶に向けた教育・啓発に努める。   | 計画どおり実施することができた   | B               | 市内認定こども園 12 園で情報共有し、内容の充実を図る。                 |
|                       |  | 男女共同参画推進室       |        | 毎年 11 月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、街頭キャンペーン等を実施することにより、あらゆる暴力の根絶に向けた市民への啓発に努める。<br>・街頭キャンペーンの実施<br>・啓発リーフレットの配付                      | ・街頭キャンペーンの実施<br>11 月 15 日<br>(場所：バロー金津店)<br>・啓発リーフレットの配布<br>自治会長を通じて各地区回覧 | A               | 今後も引き続き街頭キャンペーン等で啓発していく必要がある。                 |
|                       | 2 関係機関や民生委員・児童委員と連携し、被害防止のための講習会を開催する。   | 福祉課             |        | 関係機関と連携のうえ、DV 研修等や講演会への積極的な参加を促し、DV 等に係る知識の習得に努めるほか、関係機関が実施する福祉懇談会等と連携することにより、地域における実態把握・情報の共有化に努める。<br>・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等を随時実施 | ・民生委員・児童委員協議会連絡会の定例会に併せての研修会等 2 回<br><br>・福祉懇談会（地区別） 13 回                 | B               | 民生委員・児童委員の任期（3 年）に応じた研修計画を作成する事。研修の周知と参加者の確保。 |
| ② 被害者に対する相談、支援体制の充実   | 1 市民に対し相談窓口の周知を図るとともに、被害女性が相談しやすい環境の整備を図る。   | 子育て支援課<br>健康長寿課 |        | 関係機関と連携のうえ、市民に対して相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい対応に努め、相談によっては個室で相談員が対応するよう努める。   | 相談件数 3 回  | A               | 広報等を活用し、今後も、相談窓口の周知を徹底する。                     |
|                       | 2 関係機関との適切な連携により、被害女性に対し効果的な支援を行う。   | 男女共同参画推進室       |        | 女性支援センターをはじめとする関係機関との連携により、DV 研修会に参加し知識の習得や情報を得て適切な支援に努める。<br>・DV 研修会等への参加回数 3 回以上   | ・DV 研修会等への参加回数 1 回<br>(主催：弁護士会)   | B               | 今後は継続して研修会で知識の習得や情報を得ることが必要である                |

|  |  |           |   |                |   |                        |
|--|--|-----------|---|----------------|---|------------------------|
|  |  | 福祉課、健康長寿課 | 関係機関や既存の虐待防止ネットワーク等と連携のうえ、被害女性に対しての効果的な支援に努める。<br>・関係機関連絡会の開催 | ・関係機関連絡会の開催 2回 | A | 今後も継続して実施していくことが重要である。 |
|--|--|-----------|---|----------------|---|------------------------|

女性に対するあらゆる暴力の根絶

| 審議会評価 | 意見・要望等  |
|-------|---|
| B     | 研修や啓発活動を通じ、相談者がプライバシー等を相談することについて、躊躇することがないような配慮や風土作りに努められたい。 |

○重点目標 8 男女が共に思いやる健康づくり

| 施策の方向                                  | 具体的施策   | 担当課          | 新<br>拡  | 実施計画  | 実施状況<br>(H30 年度)  | 達成度<br>(H30 年度)                             | 課 題<br>(H30 年度)                             |
|--|---|--------------|---|---|---|---|---|
| ① 生涯を通じた男女の健康づくりの推進                    | 1 男女の生涯にわたる健康づくりを進めるため健康診査体制の充実、食生活の改善、予防対策に関する正しい知識・情報の提供を行う。      | 健康長寿課<br>市民課 | 拡   | 保健センターや各公民館での集団健診や県内指定医療機関での個別健診を実施し、男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備する。<br>また、健診会場での食生活改善指導や地域や食育スタジオでの健康づくり事業を実施し食生活の改善に努める。<br>・食に関する健康づくり実施日数 30 回以上  | ・食に関する健康づくり実施日数 27 回<br>公民館まつり会場、市民健診会場、教室等で、幅広い年齢に実施した。                  | B   | 今後も男女ともに参加しやすい事業の実施や啓発を行う。                  |
|  |   | 健康長寿課        | 拡   | 健康づくり運動推進事業では、男女が共に参加しやすい内容へと充実するよう、健康づくりサポーター向けに教室メニュー表を提案する。また、サポーターを中心に地区の課題に応じた家族ぐるみで健康づくりに取り組めるよう支援する。<br>・活動回数 250 回／年以上  | ・活動回数 410 回／年<br>ラジオ体操やウォーキング、健康機器測定等を行う区が増加し、健康づくりがきっかけとなり、区全体の交流機会も増えた。 | A   | 区長、健康づくりサポーター等より区の現状を把握し、実施方法を検討していく必要がある。  |
|  | 2 女性の乳ガン、骨粗鬆症、子宮ガンなどの予防対策や検診を実施するとともに、男性の前立腺がんなどの早期発見を促すための意識啓発を図る。 | 健康長寿課        | 拡   | 女性の乳がん・子宮頸がん検診は、保健センター等での集団検診や県内指定医療機関での個別検診を実施し、個別に受診勧奨を行う。<br>女性のがん受診勧奨のため、年代を絞り無料クーポンを発行する。骨粗鬆症検診や男性の前立腺がん検診市民健診の集体会場で実施する。<br>・40 歳以上の 5 大がん受診率 45%以上<br>(乳がん・子宮頸がん・胃がん・肺がん・大腸がん) | ・40 歳以上の 5 大がん受診率 39.5%<br>無料クーポン券とがん検診受診券を一体化し、個別に受診勧奨を実施した。             | B   | 今後も個別検診の充実や検診の必要性の啓発を行うとともに、職域検診との連携も必要である。 |
| 3 妊娠から出産後までの健康診査、保健指導等の母子健康サービスの充実を図る。 | 子育て支援課  |              | 集団での乳児教室及び幼児健康診を実施するほか、乳幼児及び妊産婦の家庭訪問・育児相談・育児教室等での保健指導を実施することにより、母子健康サービスの充実に努める。<br>・幼児健康診査受診率 95% 以上 | ・幼児健康診査受診率 96.2%<br>従来からの定期的な教室や健診に加えて、子育て講座や母乳相談、離乳食相談、ベビー相談などを実施した。   | A   | 健診や育児教室等について、対象者の意見や他市町の動向を考慮して見直しを行う必要がある。 |   |



|                             |  |       |  |  |   |   |
|-----------------------------|--|-------|--|--|---|---|
| ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透 | 1 学校教育において、男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し、自ら健康管理ができるようになるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。 | 教育総務課 | 小・中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけている。<br>中学校1年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。   | 各小中学校で性教育年間計画を作成し、発達段階に応じた教育を実施した。<br>特に、中学校では、1年生の保健体育の授業や校各学年の特別活動の時間等において、性教育を実施した。   | A | 今後とも多様な教材等を使用し、継続的に実施していくことが重要である。      |
| ③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進      | 1 正しい知識でエイズを含む性感染症等の感染を予防するとともに、患者や感染者に対し理解を持つように啓発を行う。                            | 教育総務課 | <p>&lt;小学校&gt;<br/>5, 6年生の保健体育において「病気の予防ー病原体と病気」について学習する。</p> <p>&lt;中学校&gt;<br/>中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけ、中学校1年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。</p> | <p>&lt;小学校&gt;<br/>5, 6年生の体育(保健)でエイズについて取り上げ、人権を尊重し、同じ人間として生活することの大切さを授業で学んだ。<br/>6年生の特別活動(学級指)で世界エイズデーを取り上げ、正しい知識を得ることにより、差別や偏見のない社会を築いていこうとする態度の育成を図った。</p> <p>&lt;中学校&gt;<br/>HIVだけでなく、ハンセン病など偏見を受けてきた病気について正しく理解し、人権を尊重する指導啓発を行った。</p> | A | 今後とも児童・生徒向けの教材を使用し、わかりやすく伝えていくことが重要である。 |

男女が共に思いやる健康づくり

| 審議会評価 | 意見・要望等   |
|-------|--|
| A     | 施策において、地域を巻き込んだ活動が見られており、良い交流に繋がっている。更なる推進を願いたい。 |

○重点目標 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

| 施策の方向                 | 具体的施策   | 担当課    | 新<br>拡 | 実施計画  | 実施状況<br>(H30年度)  | 達成度<br>(H30年度) | 課<br>題<br>(H30年度)                                     |
|-----------------------|---|--------|--------|---|--|----------------|---|
| ① 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実 | 1 男女が共に担う介護への学習機会や情報を提供し、参画意識の高揚を図る。          | 健康長寿課  |        | 介護サポーターを養成するとともに、家族介護者交流事業を実施し、男女が担う介護への学習機会の提供に努める。<br>・介護サポーター養成講座の開催           | ・介護サポーター養成講座の開催<br>11月25日、12月2日、9日、15日の4日間   | A              | 参加している年代に偏りがあるため、幅広い年代への参加を促すための広報の仕方や内容について検討が必要である。 |
|                       |   |        |        | 介護予防セミナー等の開催により、介護に関する男女共同参画意識の啓発に努める。<br>・各種介護予防セミナーの開催                          | ・各種介護予防セミナーの開催<br>136回   | A              | 1人暮らし高齢者や老老介護の増加に伴い、ニーズに合わせたセミナーの内容を検討する必要がある。        |
| ② 高齢者の社会参加の促進と就業環境の整備 | 1 老人センター等を利用した地域交流活動、老人クラブ活動、ボランティア活動への支援を行う。 | 健康長寿課  | 拡      | 男女が共に参加する地域交流活動やボランティア活動の支援に努める。<br>・介護サポーター登録者数 40人(新規目標)<br>・活動、訪問件数 700回(新規目標) | ・介護サポーター登録者数 31人<br>・活動、訪問件数 375回  | A              | 新規のサポーター登録の人数がなかなか増えない。活動内容の見直しや養成講座の内容の見直しが必要と思われる。  |
|                       | 2 シルバー人材センターの機能充実と高齢者の就業環境の整備を図る。             | 商工労働課  |        | シルバー人材センターの運営を支援するとともに、高齢者の創業を応援し、高齢者の就業機会の充実に努める。                                | ・スモール・ビジネス支援事業補助金<br>高齢創業者への助成件数 0件<br>・広報誌による周知件数 3件<br>・メール等による求職者等への周知件数 3回<br>・市ホームページによる周知件数 1件 | C              | 引き続き、高齢者の就業機会の充実に努める必要がある。                            |
| ③ ひとり親家庭に対する施策の推進     | 1 ひとり親家庭が安心して暮らせる自立支援策を推進する。                  | 子育て支援課 |        | プライバシーに配慮しながら、関係機関と連携して自立支援に努める。<br>・関係機関による研修回数 6回以上                             | ・関係機関による研修回数 3回  | B              | 関係機関との連携の充実に努める必要がある。                                 |

誰もが安心して暮らせる環境の整備

| 審議会評価 | 意見・要望等  |
|-------|---|
| A     | 高齢化率の高い地域性である為、高齢者の就業機会の支援と共に、介護予防の充実に努められたい。 |

○重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

| 施策の方向               | 具体的施策                                 | 担当課 | 新<br>拡 | 実施計画  | 実施状況<br>(H30 年度)  | 達成度<br>(H30 年度) | 課 題<br>(H30 年度)                           |
|---------------------|---------------------------------------|-----|--------|---|---|-----------------|---|
| ① 防災活動における男女共同参画の推進 | 1 防災対策確立のための防災分野における女性の参画の拡大を図る。      | 総務課 |        | 嶺北消防組合消防本部と連携し、女性消防団員の加入を推進する。<br>現在：女性消防団員 4名<br>・2名増員する。  | ・女性消防団員 4名  | C               | 女性消防団員増員のために嶺北消防組合消防本部との連携を強化していきたい。      |
|                     | 2 災害対策マニュアルの作成など防災の現場における男女共同参画を推進する。 | 総務課 |        | 実際の避難所生活において、女性への配慮がなされた物資の備えを検討するほか、女性の視点や意見を取り入れた防災訓練の実施に努める。<br>・男女共同参画の視点からの防災訓練の実施               | 平成 30 年度に災害用トイレを購入したが、女性が使用することを考慮し、用を足した時に音が出にくいものを選び購入した。 | B               | 避難所において女性が生活しやすい環境づくりのために備蓄を進めていく必要がある。   |
| ② 防犯活動における男女共同参画の推進 | 1 防犯活動など地域活動への多様な人々の参画を促進する。          | 総務課 |        | 女性防犯隊員の加入を促進する。<br>現在：女性防犯隊員 3名<br>・2名増員する。<br>安全安心まちづくり委員会における女性委員の登用に努める。<br>現在：女性委員 4名<br>・2名増員する。 | ・女性防犯隊員 3名<br>・安全安心まちづくり委員会における女性委員 4名                      | C               | 女性隊員が市外転出等で減少した。今後は、区長等に女性隊員加入を強く呼びかけていく。 |
|                     | 2 地域における犯罪を防止するため、防犯パトロール等を行う。        | 総務課 |        | 地域安全力向上支援事業等を実施することにより、地域の危険箇所等に対する監視やパトロールを継続する。   | 平成 30 年度においても危険個所のパトロールを行い、地域の安全のために尽力した。                   | B               | 今後も引き続きパトロールを行っていく予定。                     |

男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

| 審議会評価 | 意見・要望等   |
|-------|--|
| C     | 防犯活動について、活動内容を具体的に広報するよう努められたい。 取り組みの難しい分野であるが、豪雪地帯でもある為、災害に対する地区ごとの対応力を強化し、関係機関と連携を図りながら施策の推進を願う。 |